

金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）

平成19年9月14日

（照会者名） 殿

金融庁監督局総務課金融会社室長

平成19年7月17日付をもって当庁に照会のあった、一般的な法令解釈に係る書面照会について、下記のとおり回答します。

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではありません。なお、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。

また、もとより、捜査機関の判断や罰則の適応を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

前払式証票について消滅時効が完成した場合であっても、債務者（前払式証票発行者）において、消滅時効の利益を放棄等する可能性があることから、利用者保護の観点からは、消滅時効の完成後に前払式証票を使用させない債務者（前払式証票発行者）の意思が利用者の通常知りうる方法により外部に明らかにされていない限り、当該前払式証票が「代価の弁済に充てられなくなった」ということはできず、当該前払式証票の金額を直前の基準日未使用残高から控除することはできない。